

# 自己資本比率規制における 規制基準についての一考察

地銀における国際統一基準と国内基準の並存の問題点について

主席研究員 矢島 格

## 〔要 旨〕

- 1 わが国の自己資本比率規制は、海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準の2本立ての枠組みとなっている。今次の金融危機発生を受けて自己資本比率規制に関する改善案や補完的な規制案などが提唱されているなか、この2本立ての枠組みについて、改めて評価し直すことは意義があると考え。
- 2 まず、国際統一基準と国内基準についての現状を説明し、要求される水準のほか算出方法も相違していることを明らかにし、これまでの経緯も説明する。次に、規制としての包括性の観点から想定される問題点を指摘し、以下の検討すべき仮説を提示する。  
＜仮説＞ 自己資本比率規制を海外拠点の有無によって国際統一基準と国内基準に分けている現状は、本来ならば国際統一基準が適用されるべき銀行にまで規制の緩い国内基準が適用されるような状況に陥る可能性がある。そして、規制の裁定とも言うべき銀行の行動すなわち規制の緩い国内基準を選択する銀行の行動も起こりうる。
- 3 上記の仮説を、地銀を対象にして検証する。検証は、国際業務利益の業務純益に占める比率、Tier1比率、バーゼルにおけるリスク計測方法(中間段階)の導入状況、マーケットによる評価の各観点からの両基準行の比較、ならびに基準変更時の格下げ状況の調査によって行う。
- 4 検証結果は、地銀において、海外拠点の有無によって規制基準を分ける意味は薄れている可能性および本来ならば国際統一基準が適用されても良い国内基準行が存在している可能性が指摘できるものであった。また、信用力が低下した地銀が規制の緩い国内基準を選択する行動すなわち規制の裁定につながる行動についても完全には否定できない結果であった。したがって、上記の仮説は一定の範囲で支持されたとと言える。

## 目次

### はじめに

#### 1 現状とこれまでの経緯

##### (1) 現状

##### (2) これまでの経緯

#### 2 想定される問題点と検証すべき仮説

#### 3 検証方法

#### 4 検証結果

#### (1) 国際業務利益の業務純益に占める比率の比較

#### (2) Tier1比率の比較

#### (3) パーゼルにおけるリスク計測手法(中間段階)の導入状況の比較

#### (4) マーケットによる評価の比較

#### (5) 基準変更時の格下げ状況

#### 5 検証結果の考察

おわりに

## はじめに

わが国の自己資本比率規制は、海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準の2本立ての枠組みとなっており、これは日本独特<sup>(注1)</sup>である。この日本独特の枠組みの問題点を明らかにすることを本稿の目的とする。

自己資本比率規制は、これまで金融監督行政の中核と位置づけられてきた。しかし、自己資本比率規制については、景気変動幅の拡大を起こすプロシクリカリティーをはじめとする問題点が従来から指摘されてきた<sup>(注2)</sup>。本年4月にロンドンで開催されたG20金融サミットにおいても、今次の金融危機発生の原因に金融監督の失敗が挙げられ、自己資本比率規制に関する改善案や補完的な規制案などが提唱された<sup>(注3)</sup>。今後様々な検討がなされ、新たな規制が実施されていくことであろう。

このような動きのなか、従来から海外拠点の有無によりダブルスタンダードをとっ

てきた日本独特の自己資本比率規制を、改めて評価し直すことは意義があると考え

る。本稿では、まず、国際統一基準と国内基準についての現状とこれまでの経緯を説明し、次に、想定される問題点を挙げ、地方銀行(以下「地銀」という)を対象にした実証的な検証を試みる。最後に結果をまとめることとしたい。

(注1) 氷見野(2005)参照。

(注2) 自己資本比率規制の問題点については、清水(2007)が詳しい。また、自己資本比率規制(パーゼル)が有するプロシクリカリティーの可能性については、Kashyap and Stein(2004)が詳しい。なお、プロシクリカリティーとは、具体的には、景気後退期には、貸倒れ等のダウンサイド・リスク増加に対応して所要自己資本が上昇するため銀行貸出減少などが起こり、更なる景気後退への圧力がかかる一方、景気拡大期には、その逆の現象が起こり、更なる景気拡大への圧力がかかることを言う。

(注3) G-20(2009)参照。

## 1 現状とこれまでの経緯

### (1) 現状

銀行法等により、海外拠点(より厳密に

第1表 国際統一基準と国内基準の相違点

項目	国際統一基準	国内基準
求められる自己資本比率水準	8%	4%
その他有価証券の評価損益の取扱い	評価益:45%をTier2(補完的項目)に算入 評価損:約60%をTier1(基本的項目)から控除	評価益:反映せず 評価損:約60%をTier1(基本的項目)から控除
2008年12月期～2012年3月期までの時限措置	国債等の評価益,評価損のいずれも反映せず。 株式・社債等は以下のとおり。 評価益:45%をTier2に算入 評価損:約60%をTier1から控除	評価益,評価損のいずれも反映せず。
マーケットリスク相当額のリスク資産(自己資本比率算出式の分母)への算入の取扱い	一定の要件(特定取引勘定の資産および負債の合計額が1000億円未満など)を満たした場合,算入しないことができる。	算入しないことができる。

資料 石村(2009)および全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』(平成19年度)より作成

は、海外支店あるいは議決権50%超を保有する海外現地法人<sup>(注4)</sup>を設置している銀行には、国際統一基準が適用されることになっている一方、海外拠点を設置していない銀行には、国内基準が適用されることになっている。なお、これらの2つの基準の違いを示すと、第1表のとおりである。

求められる自己資本比率の水準は、国際統一基準では8%で国内基準では4%であり、その算出方法すなわちその他有価証券の評価損益の取扱いやマーケットリスク相当額のリスク資産への算入の取扱いも異なる。

なお、Tier1(自己資本のなかの基本的項目)の算出方法は、国際統一基準と国内基準で差異はなかったが、昨年末、2008年12月期～2012年3月期までの時限措置として、国際統一基準では国債等の評価損益は反映しないことになり、国内基準ではその他有価証券のすべての評価損益を反映しな

<sup>(注5)</sup> いこととなった。この時限措置は、昨夏のリーマンショック後の株式市場急落を受けて、自己資本比率低下が貸出減少につながるような事態を回避することを目指したものであるが、これによって、国内基準行の自己資本比率は、2012年3月期(2011年度)まではマーケット(相場)の変動から影響を受けないことになった。

(注4) なお、海外駐在員事務所は、海外拠点には定義されず、海外駐在員事務所のみを有する場合は、国際統一基準ではなく国内基準が適用される。

(注5) この点については、石村(2009)が詳しい。

## (2) これまでの経緯

(1)で述べたとおり、国際統一基準行と国内基準行では、表面的な自己資本比率の目標値の相違のみならず、その算出方法も相違している。

自己資本比率規制に法的な根拠が与えられた1992年度以降の全銀行(都銀、長信銀、信託銀、地銀、第二地銀)における国際統一基準行と国内基準行のそれぞれの銀行数の推移は第2表のとおりであり、これまでの推移を、佐藤(2003, 2007)および氷見野(2005)に従い、整理すると以下のようになる。

1954年に、自己資本充実の観点から、通達により自己資本比率を10%とする目標が定められたが、多くの銀行にと

第2表 国際統一基準行と国内基準行の推移  
(全銀行)

(単位 行)

	国際統一 基準行数	国内基準 行数	合計	海外支店 設置行数
92年度	90	61	151	54
93	89	61	150	53
94	89	61	150	52
95	86	63	149	53
96	82	66	148	50
97	45	100	145	43
98	34	107	141	33
99	27	112	139	24
00	26	113	139	24
01	21	115	136	19
02	17	117	134	15
03	16	114	130	14
04	16	112	128	14
05	15	110	125	13
06	15	109	124	13
07	14	109	123	13

資料 全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』a(各年度)より作成  
(注) 海外支店設置行数には、海外現地法人のみを設置している銀行は含めない。

ってこの目標に到達することは難しかった。その後、1981年には、通達により、銀行が健全経営の確保に努める際に留意すべき経営諸比率のひとつとして自己資本比率（基本的に貸借対照表から総資産に対する自己資本の比率を算出するもの）が挙げられ、この比率を目標である10%以上とする指導が行われるようになった。しかし、この水準での目標到達は容易ではなかったこともあり、1986年に4%の目標に改められた。<sup>(注6)</sup>

1988年、バーゼル合意により国際統一基準が定められると、通達改正が行われ、国際統一基準と国内基準（1986

年に定められた4%以上を目標とする自己資本比率規制）の通達に基づく2本立<sup>(注7)</sup>ての規制体系に移行した。

1992年の銀行法改正によって、自己資本比率規制は明確な法的根拠を持つ制度となったが、目標値（国際統一基準8%、国内基準4%）の未達成の場合の具体的な影響等は明示されなかった。

1996年の金融機関健全性確保法の成立によって、銀行法26条が改正され、早期是正措置の根拠規定が置かれた。これにより、従来は、海外拠点<sup>(注8)</sup>を有しない銀行にも国際統一基準の適用を選択することを認めていたが、1997年度（98年3月期）以降は海外拠点を有しない銀行には国内基準を適用することとした。このため、国際統一基準行は半減した。

1998年度（99年3月期）より、早期是正措置が実施され、国内基準の対象が協同組織金融機関にも広がった。この措置により、従来は総資産とされていた国内基準の分母が、国際統一基準と同様にリスク加重資産に変更された。また、従来は、国際統一基準は連結ベース、国内基準は単体ベースとされていた自己資本比率を、国際統一基準、国内基準のいずれにおいても、連結ベースと単体ベースの両方から規制を受けるように変更された。

以上の整理から、わが国の自己資本比率規制における国際統一基準と国内基準の2本立ては、主にバーゼル合意という国際的

圧力への対処により生じたものと推定される。その後、早期是正措置導入により、自己資本比率規制が金融監督の中心として位置づけられ、国際統一基準と国内基準の算出方法などの整合性が図られながらも、2本立ての規制基準は存続されてきたと解釈できよう。

(注6) 堀内(1998)は、普通銀行の自己資本比率の平均値は1970年代なかばまで6%台にとどまり、それ以降漸次低下し1980年代には4%以下に低下していた事実を説明したうえで、4%を目標にするよう改めた1986年における大蔵省の指導を、「規制の実効性を高め強化するためよりも、むしろ大蔵省の自己資本に対する要求水準を低めることで行政指導をより現実的なものにした」対応だったと指摘している。

(注7) 佐藤(2007)は、「パーゼル合意を、日本の銀行のオーバープレゼンスに歯止めをかけようとする国際的圧力と捉える向きもあった中、わが国におけるパーゼルの国内適用は、当初、国際基準行のみを対象とし、国際合意された内容のみを忠実に実施する、というミニマム・スタンダードであった」と説明している。

(注8) 第2表において、1997年度以降も、国際統一基準行数と海外店設置行数が一致しないのは、海外支店は設置していないが海外現地法人は設置している銀行が国際統一基準行数に含まれていることによる。

## 2 想定される問題点と 検証すべき仮説

Rajan(2009)は、今次の金融危機を踏まえたうえで、「The three Cs(3つのC)」すなわち「Comprehensive(包括的)、Contingent(状況依存的)、Cost-effective(低コスト)」を、今後の金融規制を評価するポイントとして説明している。<sup>(注9)</sup> この考え方に従って、わが国の自己資本比率規制における規制基準の2本立ての枠組みを評価

した場合、Comprehensive(包括的)の点で、問題があると考ええる。

上記1(2)で概観したとおり、わが国の監督当局は、自己資本比率規制の包括性を向上させるため、国内基準の算出方法を国際統一基準と平仄を合わせたものにするなどの政策対応を行ってきたが、現在でも、海外拠点の有無により、上記1(1)で示したとおりの相違が存在している。

そもそも、クロス・ボーダーの金融取引が容易になった現在においても、海外拠点の有無による基準の区分は意味を持つのであろうか。同程度のリスクテイクを行っている銀行のなかで、国際統一基準行と国内基準行が混在している状況になっていないだろうか。別言すれば、国際統一基準が本来ならば適用されるべき銀行にまで、規制の緩い国内基準が適用されるような状況になっていないだろうか。

さらに、上記1(1)で示した相違がいわゆる「抜け穴」として利用されるならば、規制が強化されればされるほど規制対象先である銀行が厳しい規制から緩やかな規制に移動する状況が起こり得ることも否定できないだろう。規制対象先である銀行が厳しい規制から緩やかな規制に移動する状況は、別な表現を使うならば、regulatory arbitrage(規制の裁定)とも表現できるだ<sup>(注10)</sup> ろう。わが国の自己資本比率規制における規制基準の2本立ての枠組みは、規制の「抜け穴」を利用して規制の緩い国内基準をあえて適用しようとする行動につながる枠組みとされる懸念はないのであろうか。

以上の問題意識から，検証すべき仮説は次のようにまとめられよう。

＜仮説＞ 自己資本比率規制を海外拠点の有無によって国際統一基準と国内基準に分けている現状は，本来ならば国際統一基準が適用されるべき銀行にまで規制の緩い国内基準が適用されるような状況に陥る可能性がある。そして，規制の裁定とも言うべき銀行の行動すなわち規制の緩い国内基準を選択する銀行の行動も起こりうる。

(注9) 西村(2009)は，Comprehensive(包括的)な規制を「抜け穴の無い規制」，Contingent(状況依存的)な規制を好況期には厳しく景気後退期には緩くなる規制であると説明し，Cost-effective(低コスト)とは，規制効果が同一ならば低コストの方法をとるべきという基準だと説明している。さらに，西村(2009)は，Rajan(2009)のこの考え方を，今後の金融規制のあり方についての様々な提案を吟味する際の評価ポイントになると評価している。

(注10) regulatory arbitrageの代表的な例としては，銀行が証券化などを使って規制資本上のリスクアセットを削減する行動が挙げられる(Jones(2000)参照)。

### 3 検証方法

上記2で示した仮説を，同一業態内で国際統一基準行と国内基準行が混在している地銀(国有化された足利銀行は除く)(第3表)を対象にして<sup>(注11)</sup>，以下の方法で検証することとしたい。

まず，海外拠点の有無の代理変数として，業務純益に占める国際業務利益の比率を採

第3表 地銀における国際統一基準行と国内基準行の推移

(単位 行)

	国際統一基準行数	国内基準行数	合計	海外支店設置行数
92年度	56	8	64	29
93	56	8	64	29
94	56	8	64	28
95	54	10	64	30
96	52	12	64	29
97	26	38	64	24
98	18	46	64	17
99	14	50	64	13
00	14	50	64	13
01	12	52	64	11
02	10	54	64	9
03	9	54	63	8
04	9	54	63	8
05	9	54	63	8
06	9	54	63	8
07	8	55	63	8

資料 第2表と同じ  
(注) 第2表と同じ

用し，07年度(08年3月期)において，この比率の大きさが国際統一基準行と国内基準行とで違いがあるかを調べる。これは，海外拠点を有する銀行は，そうでない銀行よりも国際業務利益の占める比率が大きいという推定を前提とした検証である。国際統一基準行と国内基準行とであまり違いがないとすれば，海外拠点の有無は業務純益に占める国際業務利益の比率には関係しないと解釈できる。そして，銀行にとって，海外拠点の有無は国際業務を実施するうえであまり意味を持たず，海外拠点の有無を規制基準とする自己資本比率も国際業務を行うことに限ればあまり意味を持たなくなると言えるだろう。つまり，国際業務を実施するために海外拠点を持つことにそれほ

ど大きな価値がなければ、あえて海外拠点を持たず、国際統一基準行になる選択もとらないという推定も可能であろう。なお、各行の国際業務利益額は、『金融ビジネス』（2008 SUMMER）から取得し、業務純益は、『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）から取得する。

次に、07年度（08年3月期）における国際統一基準行と国内基準行の財務の健全性・安定性の相違を同一尺度であるTier1の比率で比較する。<sup>（注12）</sup>このTier1比率の水準で違いがあまりないとするならば、海外拠点の有無はTier1比率には影響しないことになる。そして、Tier1比率から見て、健全性・安全性が同じレベルの銀行であるにもかかわらず、一方は国際統一基準行で他方は国内基準行であるという状況が存在している可能性を指摘できる。なお、各行のTier1比率は、『金融ビジネス』（2008 SUMMER）から取得する。

また、07年度（08年3月期）のバーゼルにおけるリスク計測手法（信用リスク計測手法とオペレーショナルリスク計測手法）の導入状況にかかる国際統一基準行と国内基準行との差異を検証する。このリスク計測手法は、自己資本比率を算出する際に使用されるもので、信用リスク計測手法とオペレーショナルリスク計測手法のいずれにおいても、初期段階、中間段階、先進的段階の3段階に分けられる。そして、中間段階と先進的段階のリスク計測手法の使用については、各行のリスク管理高度化の発展段階に応じて、監督当局が承認することに

なっている。<sup>（注13）</sup>仮に差異がなければ、国際統一基準行と国内基準行とでは、信用リスクとオペレーショナルリスクの管理レベルで違いがないことになるだろう。その場合、監督当局がリスク管理レベルは同等であると認めたとにもかかわらず、一方では国際統一基準が適用され、もう一方では国内基準が適用される状況が示唆されるであろう。なお、各行のリスク計測手法の導入状況は、『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）から取得する。

さらに、マーケット（市場）が、国際統一基準行と国内基準行との違いをどのように評価しているかについて、従業員1人あたりの時価総額および外部格付の観点から検証する。前者は株式市場参加者の見方を表すものと考えられ、後者は市場の評価に一定の影響を与える格付会社の見方を表すと考える。これらの見方が、国際統一基準行と国内基準行との違いをそれほど重視していないとすれば、マーケット（市場）においては、海外拠点の有無を自己資本比率規制の規制基準とすることに意味がないと評価されていると解釈できるだろう。なお、各行の時価総額と外部格付は、Bloombergより取得し、従業員数は『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）から取得する。

最後に、早期是正措置導入後の1999年度（00年3月期）以降に国際統一基準行から国内基準行に移行した銀行9行を対象にして、移行した年度とその前年度の2期の外部格付の格下げ状況を調査する。<sup>（注14）</sup>信用力低下に伴う格下げが基準変更の実施に先行す

るかあるいは同時に起こっているとしたら、信用力が低下した銀行が、ハードルの高い国際統一基準からハードルの低い国内基準にシフトした可能性も考えられるであろう。なお、各行の格下げ状況は、Bloombergより取得する。

(注11) 検証対象となる計数は、データの連続性を考慮して単体ベースの計数を使用する。なお、08年3月時点の地銀全体の連単倍率は、総資産ベースは1.01倍で、当期純利益ベースは0.96倍であることから、連結ベースの計数を使用せず、単体ベースの計数を用いることにそれほど問題はないと考える。

(注12) 上記1(1)でも述べたとおり、07年度(08年3月期)においては、Tier1の算出方法は両基準の間で差異はなかった。

(注13) パーゼルにおけるリスク計測手法に関しては、樋渡(2009)が詳しい。

(注14) 最も多い格付を提供するJCR社のデータが、98年度(99年3月期)以降のみしか取得できなかったため、対象期間を99年度(00年3月期)以降とした。また、99年度(00年3月期)以降に国際統一基準行から国内基準行に移行した銀行は10行あるが、そのうち1行は、基準変更時点で外部格付を取得していなかったため、対象から除いた。

## 4 検証結果

### (1) 国際業務利益の業務純益に占める比率の比較

08年3月期における国際業務利益の業務純益に占める比率を国際統一基準行と国内基準行とで比較すると、第4表のとおりとなる。

平均値はむしろ国内基準行の方が高いことや、国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数は38行で国内基準全行に占める比率は69%であることから考えて、業務純益に占める国際業務利益の比率は、

2つの基準行の間で差異はないと言えるだろう。なお、平均値の差の検定(t検定)を実施してみても、2つの平均値が等しいという仮説は棄却できなかった。

### (2) Tier1比率の比較

08年3月期のTier1比率を国際統一基準行と国内基準行とで比較すると、第5表のとおりとなる。

Tier1比率の平均値は、国内基準行の方が国際統一基準行よりも低いが、国内基準行の4割近くが国際統一基準行の最低値よ

第4表 国際統一基準行グループと国内基準行グループの国際業務利益比率の比較(08年3月期)

(単位 %)				
業務純益のうち国際業務部門利益が占める比率	最高値	最低値	平均値	標準偏差
国際統一基準行グループ(8行)	34.46	5.37	14.82	9.52
国内基準行グループ(55行)	858.23	0.57	43.94	149.88
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数(国内基準全行に占める比率)	38行(69%)			

資料 国際業務部門利益は『金融ビジネス』2008 SUMMERより、業務純益は全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』(平成19年度)より作成

(注) 1 足利銀行は対象から除く。  
2 符号がマイナスの場合はその絶対値を採用。

第5表 国際統一基準行グループと国内基準行グループのTier1比較(08年3月期)

(単位 %)				
Tier1(基本的項目)の自己資本比率	最高値	最低値	平均値	標準偏差
国際統一基準行グループ(8行)	13.42	9.05	10.62	1.32
国内基準行グループ(55行)	14.07	3.38	8.82	2.24
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数(国内基準全行に占める比率)	21行(38%)			

資料 『金融ビジネス』2008 SUMMERより作成

(注) 第4表に同じ。

りも高いTier1比率である。つまり、国内基準行の4割近くは、財務の健全性・安全性では、国際統一基準行と同じレベルであると言えるだろう。

### (3) バーゼルにおけるリスク計測手法(中間段階)の導入状況の比較

08年3月期時点で、監督当局の認可が必要であるバーゼルにおけるリスク計測手法(中間段階)の導入状況を整理したのが、第6表である。

国内基準行のうち44行は、信用リスク計測手法もオペレーショナルリスク計測手法のいずれも中間段階の認可は得ていないことから、国内基準行ではリスク管理高度化の発展段階が未だ途上にある銀行が多いことが読み取れる。しかし、国内基準行の2割にあたる11行は、信用リスク計測手法あるいはオペレーショナルリスク計測手法のいずれかの中間段階の認可を得ており、国際統一基準行と同等のリスク管理高度化の発展段階に達していると監督当局から認められている。

### (4) マーケットによる評価の比較

マーケットによる評価として、08年3月末時点の従業員1人あたりの時価総額を国際統一基準行と国内基準行とで比較すると、第7表のとおりとなる。また、08年6月<sup>(注15)</sup>末時点の外部格付水準を比較すると、第8表のとおりとなる。

いずれの比較を見ても、平均値は国際統一基準行が国内基準行を明らかに上回って

第6表 リスク計測手法(中間段階)の導入状況の比較(08年3月期)

(単位 行)

	国際統一基準行数	国内基準行数
信用リスク計測手法(中間段階)のみを導入	1	0
オペレーショナルリスク計測手法(中間段階)のみを導入	4	8
信用リスク計測手法(中間段階)とオペレーショナルリスク計測手法(中間段階)の両方を導入	3	3
信用リスク計測手法(中間段階)とオペレーショナルリスク計測手法(中間段階)のいずれも未導入	0	44
合計	8	55

資料 全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』(平成19年度)より作成

(注) 足利銀行は対象から除く。

第7表 国際統一基準行グループと国内基準行グループの時価評価比較(08年3月末)

(単位 百万円)

従業員1人あたりの時価総額	最高値	最低値	平均値	標準偏差
国際統一基準行グループ(7行)	209	72	110	41.11
国内基準行グループ(48行)	217	26	63	35.14
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数(国内基準全行に占める比率)	13行(27%)			

資料 時価評価額はBloombergより、従業員数は全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』(平成19年度)より作成

(注) 足利銀行に加えて、非上場の2行および持株会社の傘下銀行の6行を除く。

第8表 国際統一基準行グループと国内基準行グループの外部格付比較(08年6月末)

外部格付水準	最高値	最低値	平均値
国際統一基準行グループ(8行)	AA格相当	A+格相当	AA-格相当
国内基準行グループ(55行)	AA格相当	無格付	A格相当
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数(国内基準全行に占める比率)	20行(36%)		

資料 Bloombergより作成

(注) 1 足利銀行は対象から除く。

2 外部格付は、第1順位:JCR、第2順位:R&I、第3順位:Fitchの順番で採用した。なお、格付の水準に応じて以下のように点数化し、平均値を算出した。

(AA格相当:7, AA-格相当:6, A+格相当:5, A格相当:4, A-格相当:3, BBB+格相当:2, BBB格相当:1, 無格付:0)

いるが、国内基準行の3割程度は、国際統一基準行グループの最低値以上となっている。

(注15) 07年度(08年3月期)決算の結果を反映した格付水準を検証するため、08年6月末時点とした。

#### (5) 基準変更時の格下げ状況

1999年度(00年3月期)~07年度(08年3月期)で国際統一基準から国内基準に変更した10行のうち、変更時点で外部格付を取得している9行を対象にして、基準変更年度とその前年度の2期における外部格付の格下げ状況を調べると、外部格付の格下げが、基準変更年度とその前年度の2期間で起きている銀行は9行のうち6行となっている。

信用力が低下し格下げされた銀行が国際統一基準行から国内基準行に移行したとは必ずしも言えないが、国際統一基準行から国内基準行に移行した銀行のなかでは、移行した年度とその前年度に格下げされた銀行が多かったことは少なくとも指摘できるであろう。

## 5 検証結果の考察

地域金融にとって重要な地位を占める地銀という業態を対象にして行った上記4の検証結果をまとめると、以下のようになる。

業務純益に占める国際業務利益の比率を見ると、国際統一基準行と国内基準行との間では、差異はないと言える。このことは、海外拠点の有無は国際業

務実施にはあまり制約にならないという解釈ができる。

財務の健全性・安定性やリスク管理高度化の状況では、一定数の国内基準行は、国際統一基準行と同じレベルであり、マーケットによる評価も同様の見方をしている<sup>(注16)</sup>。

そして、国際統一基準から国内基準に変更した銀行を対象にすると、その直前(基準変更年度およびその前年度)に格下げされたケースが多かった。

からは、地銀においては、海外拠点の有無によって規制基準を分ける意味は薄れている可能性が指摘できるであろう。また、

からは、少なくとも国際統一基準行並みであると評価できる一定数の国内基準の地銀にとっては、本来ならば国際統一基準を適用されても良いことを考慮すれば、規制内容が緩い国内基準の適用が規制の「抜け穴」になる可能性が指摘できるであろう。そして、からは、信用力が低下した地銀が規制の緩い国内基準を選択する行動すなわち規制の裁定につながる行動が完全には否定できないことを指摘できるであろう。従って、この検証結果から、上記2で示した仮説は一定の範囲で支持されたと言える。

ところで、現在、金融規制のあり方について、様々な議論が行われており、多くの規制案が提唱されている<sup>(注17)</sup>が、背景にある主要な考え方としては、「外部不経済の内部化」が指摘できよう<sup>(注18)</sup>。換言すれば、銀行が過剰なリスクテイクを行った結果、金融シ

システム全体に悪影響を及ぼすシステミック・リスクを発生させた場合に、発生源となった銀行がその処理コストを負担しないような状況を回避するため、その処理コストに相当する合理的な対価を事前に銀行に課すという考え方である。<sup>(注19)</sup>このような考え方を実際に規制として適用させるためには、今後解決すべき課題は多く残されていると思われる。しかし、銀行の特性に影響を与えるような中心的な金融規制がすべての銀行に対して包括的に機能していることが、事前に銀行が負担すべき対価の水準を合理的に決めるうえで、前提になると言えるであろう。つまり、「外部不経済の内部化」という考えを背景に持つ新規制案を実効的なものにして、実施させていくためには、少なくとも金融規制の中心である自己資本比率規制を「抜け穴」のない包括的な規制にしておく必要があるだろう。このためにも、海外拠点の有無による国際統一基準と国内基準の並存は見直す価値はあると考える。

(注16) Tier1比率、リスク計測手法(中間段階)導入、時価評価、外部格付の4つの点から検証されたが、このうち、すべての点で、国際統一基準行並みであった国内基準行は2行で、3つの点で国際統一基準行並みであった国内基準行は9行、2つの点で国際統一基準行並みであった国内基準行は9行であった。

(注17) 新しい規制案の概括と評価については、西村(2009)を参照。

(注18) 外部不経済とは、ある経済主体が他の経済主体に対価を支払わずに損害を与えた状態を指す。金融システム全体に悪影響を与えるシステミック・リスクは、対価を支払わずに、直接取引のない他の銀行などの経済主体に悪影響を与えるので、外部不経済と言える。このような外部不経済をその対価を支払うなどによって解決することを外部不経済の内部化と呼ぶ(Stiglitz

(2000)参照)。

(注19) 代表的な新規制案として、Kashyap, Rajan and Stein(2008)による自己資本保険あるいは、Morris and Shin(2008)およびShin(2008)などによる流動性規制・レバレッジ規制が主に挙げられるが、いずれの案もこの考え方に依っている。

## おわりに

本稿は、わが国の自己資本比率規制における国際統一基準と国内基準の2本立ての枠組みの問題点を明らかにすることを目的とした。

まず、これまでの経緯と現状を概観し、規制としての包括性に問題があることを想定した。次に、地銀を対象にして検証を行い、想定した問題点が一定の妥当性を持つことを指摘した。

なお、本稿の検証結果からは、国際統一基準と国内基準が並存する現状の枠組みを見直す必要性が導出されるが、実際に見直しに着手する際には、政策手順に十分留意する必要がある<sup>(注20)</sup>であろう。今後の金融危機を受けて多くの銀行がダメージを受けている現状、まずは緊急的な対応による銀行経営の安定化を最優先すべきと考える。

(注20) 堀内(2004)参照。

### <参考文献>

- ・ G 20(2009)“Declaration on Strengthening the Financial System LONDON, 2 April.”
- ・ Jones, David(2000)“Emerging Problems with the Basel Capital Accord: Regulatory Capital Arbitrage and Related Issues,” *Journal of Banking & Finance* 24, pp.35-58.

- Kashyap , Anil and Jeremy Stein ( 2004 ) “ Cyclical Implications of the Basel Capital Standard, ” *Economic Perspectives*, Federal Reserve Bank of Chicago 1Q, pp.18-31.
- Kashyap , Anil , Raghuram Rajan and Jeremy Stein ( 2008 ) “ Rethinking Capital Regulation ” paper prepared for the Federal Reserve Bank of Kansas City Symposium at Jackson Hole.
- Morris , Stephen and Hyun Song Shin ( 2008 ) “ Financial Regulation in a System Context ” paper prepared for the Brookings Papers conference , Fall.
- Rajan , Raghuram ( 2009 ) “ Cycle-Proof Regulation, ” *The Economist* , April 11, pp.70.
- Shin , Hyun Song ( 2008 ) “ Reflections on Modern Bank Runs : A Case Study of Northern Rock ” working paper , Princeton University.
- Stiglitz , Joseph E ( 2000 ) *Economics of the Public Sector* : Third Edition, W.W. Norton & Company ( 藪下史郎訳 『ステイグリッツ 公共経済学 ( 第 2 版 ) 』 東洋経済新報社 2003年 )

- 石村幸三 ( 2009 ) 「 自己資本比率規制の弾力化の狙いと , パーゼル 見直しの方向は ? 」 『金融財政事情』 1月12日号 , pp.30-33
- 佐藤隆文 ( 2003 ) 『信用秩序政策の再編 枠組み移行期としての1990年代』 日本図書センター
- 佐藤隆文 ( 2007 ) 『パーゼル と銀行監督』 東洋経済新報社
- 清水啓典 ( 2007 ) 「 BIS規制と市場評価 」 『証券アナリストジャーナル』 4月号 , pp.19-33
- 西村清彦 ( 2009 ) 「 金融システムの安定性とマーケット・コンフィデンス - 日本金融学会における講演要旨 - 」 5月16日 , 日本銀行
- 氷見野良三 ( 2005 ) 『 < 検証 > BIS規制と日本 ( 第 2 版 ) 』 金融財政事情研究会
- 樋渡淳二 ( 2009 ) 「 金融機関のリスク管理高度化指標と格付け , 企業価値との関係に関する実証分析 」 『証券アナリストジャーナル』 5月号 , pp.103-114
- 堀内昭義 ( 1998 ) 『金融システムの未来 - 不良債権問題とビッグバン - 』 岩波新書
- 堀内昭義 ( 2004 ) 「 銀行危機と金融システムの再構築 - 融資取引関係の可能性 - 」 『フィナンシャル・レビュー』 September , pp.41-69

( やじま いたる )

